

	01東京弁護士会	02第一東京弁護士会	03第二東京弁護士会	06千葉県弁護士会	15京都弁護士会	26広島弁護士会	28岡山弁護士会	31福岡県弁護士会	39仙台弁護士会
④その他(同意までは不要であるが意見は聞くなど具体的に)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 上記1で②の場合、あつせん人・調停人の同意を要するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②不要	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③その他(具体的に)	当事者から希望があるときに、オンライン期日の対応が可能であるかあつせん人が判断。		誰がイニシアティブをとるとしても、双方当事者及びあつせん人の全員が合意したうえでやっている。						
4 上記1で②の場合、他方当事者の同意を要するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②不要	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③その他(他方当事者がリモートで手続しない場合のみ同意を要するなど具体的に)	一方当事者のみオンラインで参加することの可否はあつせん人が判断。		誰がイニシアティブをとるとしても、双方当事者及びあつせん人の全員が合意したうえでやっている。	当事者が希望する場合又はあつせん人が適当と認める場合にあつせん人の判断で実施					
5 上記2～4で同意が必要な場合、その記録化はどうしているか	当事者のオンライン期日に関する意向は、申立書及び応諾の書類で確認する。		新規の事件については全て当事者の意向を確認している。意向についてはメール等で回答してもらっている。		相手方の応諾の有無はメールで回答される。	書面での記録化を予定。	書面による同意を各当事者から取り付け保存するようにしている。	リモートADR利用許可申請書の書式を作成。申請書と許可書を各々書面にて記録化。	「3」について、特段記録化はしていない。
6 上記1～4の制度とした趣旨・理由	オンラインによる期日が相当であるかは事案ごとに異なるため、当事者の意思を尊重しつつ、あつせん人が判断することとした。	コロナ問題に特化したADR手続なので、リモートで手続を行うのが適当であると判断したため。	原則ウェブ会議での期日開催を依頼しているため。今後の感染状況によっては、会館での期日開催が困難となることも考えられるため。	当事者の意向とあつせん人の裁量の調整	弁護士会が機能しなくなってしまっても(会館が使用できなくなっても)ADRが実施できるようにするため	両当事者の希望を踏まえて期日の開催方法を決定するという趣旨から。	リモート仲裁に適する案件かそうでないかの判断を仲裁人に委ねることが望ましいと考えたため。	当会としては、リモート利用を出頭の例外と位置付けていることから、各当事者から許可申請書の提出を求めることとした。また、他方当事者の同意を要するとすれば、リモートでの手続を行うか否かで紛争が停滞してしまう恐れがあるため、他方当事者の同意は不要とした。	「3」の同意については、最終的なリモート開催の決定権を仲裁人に委ねるのが望ましいと考えたため。「4」の通り、開催の可否は、仲裁人の判断に委ねるため、相手方に権限を与えていない。
第4 リモート選択の基準	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
1 事件類型による選択可否基準を	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①設けない									
②設ける									
具体的基準は									
2 紛争の価額による選択可否基準を	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①設けない									
②設ける									
具体的基準は									
3 土地管轄的な選択可否基準を	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①設けない									
②設ける									
具体的基準は									
4 リモートの適用の可否について上記1～3以外の個別具体的事由(災害等特殊事情、事案の特性、遠隔地居住・病身等の必要性、代理人の有無等)を考慮して決するか、無制限に認めるか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①無制限	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②具体的事由を考慮									
具体的事由は		コロナに関連する申立てであることを前提としている。	制約はない。事案ごとに、あつせん人が個別具体的に必要性・相当性が判断している。	当事者の一方又は双方が遠方に居住し弁護士会館まで出頭できない場合、当事者の感情的な対立が激しく、物理的に他方当事者と接触する機会を避ける必要がある場合等			例示の事情に加え、当事者の応諾のしやすさも考慮に入れる。		

	01東京弁護士会	02第一東京弁護士会	03第二東京弁護士会	06千葉県弁護士会	15京都弁護士会	26広島弁護士会	28岡山弁護士会	31福岡県弁護士会	39仙台弁護士会
①一方当事者のみ可 ②双方当事者とも可 ①又は②の制度趣旨	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 期日における当事者の所在 ①無制限 ②制限あり ②の具体的内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 あっせん人・調停人の弁護士 会館以外からのリモート出席 ①可 ②不可 ①又は②の制度趣旨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 リモートあっせん人・調停人 の弁護士会館以外の所在 (複数選択可) ①無制限(あっせん人・調停人の裁量) ②あっせん人・調停人事務所 ③その他(具体的に)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 あっせん人がリモート当事者 に対し出頭を求めるべき場合に ついて規則等の定めがあるか ①ない ②ある 出頭を求めるべき場合とは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 期日開催地特定の基準 ①あっせん人・調停人の所在地 ②その他(具体的に)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第8 本人確認の方法 —何時、誰が、どのように確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第9 非公開・秘密保持 1 当事者の居場所に制限は	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		コロナ問題災害時ADRは当事者がオンラインで期日出席することを前提としている。	(むしろ一方だけ可能という制度趣旨が理解できない。)	当事者双方の意向の尊重	*Web調停は双方当事者がリモートで手続きに参加する。		申立人及び相手方の利便性(応諾のしやすさ)を考慮した。		
							委員会内で十分議論ができていない状況である。	非公開性が確保されている場所に限定。	
				あっせん人の裁量の尊重		アカウント管理の便宜のため。	現在はトラブル時に即座に対応できるようにするために会館へ出向くことを原則としているが、将来的には仲裁人のリモート出席も認める予定である。	記録管理の問題等、あっせん人事務所での期日開催を認めることにより生ずる事務処理上の諸問題を考慮し、あっせん人については弁護士会館から出席してもらう運用とした。	
							十分な議論ができていないと言いが、原則としてあっせん人事務所に限定することを前提としていると思われる。		
	期日の開催方法はあっせん人の裁量である。リモート期日が開催された後にあっせん人が出頭による期日開催が相当と考えれば、あっせん人は当事者に出頭を求めることができる。急いで和解契約を締結するのが相当な場合などが考えられる。								
			必要性・相当性の中であっせん人が適切に判断するものと理解している。			当事者の希望に基づいて開催地を決定する。	原則として弁護士会館を予定している。		
	あっせん人が接続確認テストの際や第1回期日で当事者に誕生日等について確認する、スクリーン上で身分証明書を提示させるなどして確認。	期日前に実施する接続テストの際に、あっせん人または輔佐人が、当事者から身分証明書の提示を受け、オンラインの画面上で本人確認をする。	事案による。	あっせん人があっせん期日ごとに当事者に対し、運転免許証等の本人確認資料を画面に表示させて本人確認を行う。	第1回期日に調停人が免許証等の提示により確認する。	仲裁人が期日開催時に本人確認資料を確認する。	初回期日に、運転免許証等の身分証明書を画面上に示してもらい、仲裁人がそれを確認するようにしている。	当事者からリモートADR許可申請書の提出を受け、あっせん人がこれを許可した場合、許可通知書において本人確認書類の提出を依頼し、期日の1週間前までにセンターへ本人確認書類の写しを提出してもらうことになっている。その後、期日においてあっせん人が、提出された書類を確認し、本人確認を行う。	仲裁人にて、最初の期日に、身分証明書等の提示を求めて行う。

	01東京弁護士会	02第一東京弁護士会	03第二東京弁護士会	06千葉県弁護士会	15京都弁護士会	26広島弁護士会	28岡山弁護士会	31福岡県弁護士会	39仙台弁護士会
①ない ②ある 制限の具体的内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2 期日の録音・録画・生配信、第三者の無断同席等を防止する方法は（具体的に）	オンライン期日に関する希望書に録音等を行わない誓約を含めている。	当事者に対し、期日の録音・録画、第三者の同席等を禁止する旨記載した「ウェブ会議システムを利用される利用者への皆様へ（申立人・相手方への注意事項）」（以下、「注意文書」という）との文書を送付し、この文書の内容に同意することを前提に、オンラインによる期日を実施している。	ウェブ会議システムの開催に関する注意書きにその旨を記載している。	あつせん人があつせん期日ごとに当事者の周囲に本人以外の者がいないことを確認する。また、当事者本人や関係者があつせん人の許可なく録音・録画をしていることを発見した場合には中止するよう求める。	第1回期日に調停人が口頭で禁止されていることを説明し、当事者双方に了解を得る。	事前に録音録画等を禁止する旨の書面に署名押印してもらう。	事前に録音録画等が禁止されていることを書面にて通知する。また、各期日の冒頭に、仲裁人から録音録画等が禁止されていることについて注意喚起してもらう。	概要説明書及びリモートADR利用許可申請書において、録音・録画禁止等の事項を遵守することを誓約し、署名捺印。	録音・録画等については禁止しているが、具体的な方策は特にとっていない（通常の期日でも、秘密録音等はあるが特にしていないのと同様。）
3 当事者から、リモートによる期日開催によって情報漏洩等の事故が生じた場合にも会を免責する旨の同意等を書面で取り付けて	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①いる ②いない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
4 当事者から、録音録画や第三者立ち合いを行わない旨の誓約等を書面で取り付けて	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①いる ②いない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5 録音・録画・生配信、第三者の無断同席等がなされた場合の処置の扱い、当事者に対するサンクション等は（具体的に）	特段設けていないが、無断録音をする当事者への他方当事者の不信感を理由に「合意成立の見込みがない」として手続きを打ち切ることとは考えられる。	直ちに和解手続等を終了させる。また、当会、あつせん人又は輔佐人に損害が発生した場合には、賠償責任を負う。	ウェブ会議システムを用いた期日開催を今後行わない程度。（そもそもセンターや仲裁人当事者にサンクションを課す立場にはない。）	特に定めていないが、あつせん人の判断で期日の中止もあり得る	とくになし	今度検討する。	示談あつせん手続を直ちに中止する。	録音録画の禁止等の遵守事項に違反した場合には、あつせん人の判断で期日の中止または手続を終了する場合はある。	現時点では、特に設けていない。
第10 期日の進行方法 期日の進行方法について、通常の手続とは異なる配慮をするか（交互方式ではなく、対面方式を原則とするなど）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①ない ②ある 配慮の具体的内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
第11 和解 1 和解成立時には当事者の出頭を	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①必ず求める ②リモート期日でも和解可能	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2 リモート期日で成立した和解について、和解契約書への署名押印の方法（具体的に）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
							冒頭説明に関し、一般ADRにおいては両当事者同席としているが、リモートADRについては個別に冒頭説明を行うこととしている。		※仲裁人の裁量によって、ケースバイケースで行っている。

接続ミス等のトラブルに対処しやすいように、当初は代理人弁護士事務所や損害保険会社などの会社事務所から始めた方が良く考えている。

非公開性が確保される場所に限定。

事前に録音録画等が禁止されていることを書面にて通知する。また、各期日の冒頭に、仲裁人から録音録画等が禁止されていることについて注意喚起してもらう。

概要説明書及びリモートADR利用許可申請書において、録音・録画禁止等の事項を遵守することを誓約し、署名捺印。

録音・録画等については禁止しているが、具体的な方策は特にとっていない（通常の期日でも、秘密録音等はあるが特にしていないのと同様。）

録音録画の禁止等の遵守事項に違反した場合には、あつせん人の判断で期日の中止または手続を終了する場合はある。

現時点では、特に設けていない。

冒頭説明に関し、一般ADRにおいては両当事者同席としているが、リモートADRについては個別に冒頭説明を行うこととしている。

※仲裁人の裁量によって、ケースバイケースで行っている。

	01東京弁護士会	02第一東京弁護士会	03第二東京弁護士会	06千葉県弁護士会	15京都弁護士会	26広島弁護士会	28岡山弁護士会	31福岡県弁護士会	39仙台弁護士会
	マイク接続がうまくいかなかった期日があったとの報告があった。当会では、オンライン期日開催前に接続確認テストを実施しているが、当事者が利用する機器を当日に変更するなど想定外の事態は発生する可能性があり、そのために、電話番号の届出をお願いしている。	当事者が弁護士会に出頭しなくて良いため、より柔軟に期日調整を行うことができ、当事者の負担も軽減された。		関係者が遠隔地に居住している場合や新型コロナウイルス感染流行の関係で出頭が難しい場合であっても、期日調整が容易となり、手続の遅滞が避けられた。	・受付担当委・調停人として、事前の準備がスムーズな進行に不可欠（Web調停では「無言」状態を作ってしまうことはできる限り回避した方がよい。） ・調停人としては、「対話促進」というよりは「ロジカルに」「パターナリスティック」に当事者に対して「働きかけ」をすることが多くなるような気がする。 ・上記の点は、事件や当事者により変わってくるものと考えているが、こうした調停の進め方に向いている事件とそうではない事件を区分けしていくが必要になるかもしれない。 ・例外として2回以上の期日が行われる場合には、「期日」と「期日外」がシームレスになっていくように感じた。調停人としての中立性・公平性に反しない限度でのシームレス化は「期日の充実化」に繋がると思う。	現時点で実施した事例はありません。	資料の提出に関する負担が軽減したとの意見があった。 また、当事者が会場まで向う負担が軽減されるので、応諾のし易さという点ではよかったとの意見もあった。		・出席を渋っていた遠隔地の相手方の出席がなされた。 ・不応諾の回答の後、リモートでもいいので出席してもらえないか説得し、和解に至った事例もあった。 ・最近、リモートの件数がどんどん増えており、事務局としてはとても有効に活用されていると感じている。緊急事態宣言が出たことで、関東地方の当事者がリモートに切り替えたということもあった。
<p>第17 お願い</p> <p>貴会の規則、マニュアル、パンフ、書式をデータで添付してください（リモートによる手続実施に関連するものを添付してください。すなわち、①リモートに関する規定を含む規則等全体を添付し、該当規定のみ抜粋することはしないでください。また、②リモートに関する特別を定めた独立の規則がある場合、その規律の趣旨を理解するために本則となる規則の定めを参照する必要があります。同規則も添付してください。）</p> <p>（個々のファイル名の冒頭に、必ず単位会名を付加してください）</p>	01紛争解決センター手続規則 02紛争解決センター手続細則 03オンラインADRマニュアル（あっせん人向け）	01災害時ADRに関する規則 02オンラインADRマニュアル（一弁仲裁人・輔佐人） 03オンラインADRマニュアル（事務局） 04サポート弁護士マニュアル 05 20200616司法記者クラブ宛資料 10災害時ADR申立書 11オンラインADR 申込み受付票・別紙聴取書（申立サポート弁護士用） 12接続先届出書 13災害時ADR申立のお知らせ 14回答書 15答弁書 16Zoomのご利用方法について（当事者用） 17Google Meetのご利用方法について（当事者用） 18接続テスト報告書 19期日調書（オンラインADR用）	01仲裁センターにおけるハーグ条約事件等に関する特別細則 02仲裁手続及び和解あっせん手続細則 03ウェブ会議システムを利用した期日開催について	リモートADRマニュアル	01「コロナ対応臨時Web調停」HP① 02「コロナ対応臨時Web調停」HP② 03コロナ対応臨時Web調停手続きの流れ 04受付委員名簿・調停人名簿 05紛争解決センターコロナ対応臨時Web調停実施規則（規則第195号）	現在作成中です。	規則の改定はしていない。マニュアルは現在作成中である。	（準備会のためなし）	01リモートADRマニュアル 02申立書（リモートADR対応） 03和解あっせんのお知らせ（リモート対応確定版） 04（書式 28）接続先等届出書 05（書式 6）回答書 06和解契約書（印省略）

● 回答は2021年1月末時点のものです。
● 認証ADRの弁護士会は、変更認証申請の準備段階における回答です。

資料提供 斉藤 睦男（委員）